

市立長浜病院大規模改修事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、市立長浜病院大規模改修事業の契約の相手方となる事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

- (1) 事業名称 市立長浜病院大規模改修事業
- (2) 事業内容
- ・ 9病棟改修
 - ・ 自家発電機設備改修
 - ・ 本棟高層棟外裝修繕
 - ・ 全館エレベーター改修
 - ・ 中央手術更衣室改修
 - ・ 設計、監理
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成33年3月24日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、2,956,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

年度割	平成31年度	1,478,000,000円
	平成32年度	1,478,000,000円

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

公募開始	平成30年7月20日（金）
参加表明書・技術提案書等の質問書受付期限	平成30年7月27日（金）正午
参加表明書等の質問書回答	平成30年7月31日（火）
参加表明書提出期限	平成30年8月7日（火）正午
参加資格審査結果通知	平成30年8月9日（木）（予定）
技術提案書等提出期限	平成30年8月21日（火）正午
プレゼンテーション	平成30年8月22日（水）
選定審査結果	平成30年9月6日（木）（予定）

6. 参加資格要件

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は単独企業とし、次に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 平成30年度長浜市建設工事競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」

- という。)の建築一式工事に登録されている者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事の許可を受けた本店(以下「許可を受けた本店」という。)が次の要件を満たすこと。
- 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値(P)が1,600点以上かつ経営状況評点(Y)が500点以上であること。
- (4) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で、延床面積が10,000㎡以上の病院の建築工事(新築、増築(延床面積10,000㎡以上に該当するのは、増築部分のみの面積とする。))、又は改築で、公告日の前日までに完成したものに限る。)を単体又は共同企業体の構成員(出資比率30%以上)として元請契約し、施工した実績を有すること。
- (5) 当該工事現場に次の要件をすべて満たす技術者を専任で1人以上配置できること。
- ア 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、公告日の前日から起算して10年以上の実務経験を有すること。
- イ 公告日の前日から起算して前15年間に国内で、延床面積が5,000㎡以上の病院の建築工事(新築、増築(延床面積5,000㎡以上に該当するのは、増築部分のみの面積とする。))、又は改築で、公告日の前日までに完成したものに限る。)、もしくは工事面積1,000㎡以上の病院の改修工事を主任技術者又は監理技術者として従事(着手から完成まで)した実績を有すること。
- ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- エ 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (6) 設計業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 建築士法第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数300床以上で延べ床面積20,000㎡以上の病院(以下「300床以上の病院」という。)の新築設計業務の実績、もしくは既設300床以上の病院の工事面積1,500㎡以上の改修設計業務の実績を有すること。
- ウ 総括(意匠)責任者として、次の要件をすべて満たす者を配置すること。
- (ア) 一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (ウ) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数150床以上の病院の新築、増築又は改築工事の設計業務の実績を有すること。
- エ 電気設備担当主任技術者として、次の要件を満たす者を配置すること。
- (ア) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数150床以上の病院の新築、増築又は改築工事の設計業務の実績を有すること。
- オ 機械設備担当主任技術者として、次の要件を満たす者を配置すること。
- (ア) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数150床以上の病院の新築、増築又は改築工事の設計業務の実績を有すること。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (8) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (9) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7. 参加表明書等の交付方法

参加表明書等（様式）当該資料は病院ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても1者に各1部を交付する。

8. 参加表明書等の提出方法

(1) 提出書類

- ア 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1-1）
- イ 資格審査申請書・・・・・・・・・・・・（様式1-2）
- ウ 設計業務の参加資格要件に関する書類・・・・（様式1-3（1）～（3））
- エ 施工業務の参加資格要件に関する書類・・・・（様式1-4（1）～（3））

(2) 書式等

- ア 参加表明書等は、別添の様式による。用紙の大きさは、日本工業規格A4（一部折込み添付はA3）とする。
- イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(3) 提出場所

市立長浜病院病院機能強化推進室（担当 三原）

TEL 0749-68-2300 (代)

FAX 0749-65-1259 (代)

メール kinoukyouka@nagahama-hp.jp

(4) 提出期限

平成30年8月7日(火)正午までとする。

(5) 提出方法

ア 提出期限までに必ず事務局に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。

イ 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した参加表明書等受領書(様式1-6)を交付する。

(6) 提出部数

参加表明書(様式1-1)及び参加表明書等受領書(様式1-6)は各1部提出とする。

様式1-2から様式1-4までは、左上1箇所をステープラー等で留めページを付し、12部提出とする。

9. 資格審査方法

本要領に基づき提出された参加表明書等について、プロポーザル選定委員会が審査する。

10. 資格審査結果

(1) 通知方法 全ての申請者に文書にて可否を通知します。

(2) 通知時期 平成30年8月9日(木) (予定)

11. 参加表明書・技術提案書等に関する質問書の提出場所及び方法

(1) 参加表明書・技術提案書等に関して質問がある場合は、質問書(様式1-5)を作成し、事務局にFAX又はメールにて平成30年7月27日(金)正午までに提出すること。

※必ず電話等で送信した旨伝え、着信したことを確認してください。

(2) 持参、電話及び口頭等による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、7月31日(火)に病院ホームページに掲載する。

12. 技術提案書等作成方法

(1) 技術提案書等の作成方法

技術提案書は、様式2-1、2-2、2-3に示すとおりとする。

(2) 記入要領及び注意事項

ア 様式2-2、2-3に本プロポーザル参加企業名、代表者名は一切記入しないこと。

イ 用紙の大きさはすべてA4版とする。

ウ 様式2-2、2-3には、以下の課題に関する提案を記載する。

エ 様式2-2、2-3には、表現を補完するための写真は使用しても差し支えない。

様式 2-2・・・課題 1 「事業実施方針」

様式 2-3・・・課題 2 「施工配慮事項」

※ 1 各課題に対する提案を、A 4 版 1 枚の用紙（縦横自由）に記載し、基本的考え方を簡潔に記述すること。

※ 2 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

(3) 技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

提出書類

ア 技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 2-1）

イ 技術提案で求める課題 1・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 2-2）

ウ 技術提案で求める課題 2・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 2-3）

エ 事業費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 2-4）

オ 技術提案書等受領書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 2-5）

(4) 提出場所

市立長浜病院病院機能強化推進室（担当 三原）

TEL 0749-68-2300（代）

FAX 0749-65-1259（代）

メール kinoukyouka@nagahama-hp.jp

(5) 提出期限

平成 30 年 8 月 21 日（火）の正午まで。

(6) 提出方法

ア 提出期間内に必ず上記（4）の提出場所に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。

イ 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した技術提案書等受領書（様式 2-5）を交付する。

(7) 提出部数

技術提案書（様式 2-1）、事業費見積書（様式 2-4）及び技術提案書等受領書（様式 2-5）は各 1 部提出とする。技術提案で求める課題 1（様式 2-2）、技術提案で求める課題 2（様式 2-3）は各 1 2 部提出とする。

(8) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

1 3. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目及び判断基準は、以下のとおりである。

評価項目	判断基準	配点	
課題1「事業実施方針」			
①設計時の体制 現況調査・設計・施工計画・ 積算等の人員体制概要	人員、専門性、事業推進力等 を評価する。	5	左 欄 を 2 倍
②施工時の体制 施工・監理の人員体制概要	組織としてのチーム力、専門 性、品質確保の体制を評価す る。	5	
③設計・施工の工程 簡略なスケジュールと説明	実現性、DBの特性等を評価 する。	5	
課題2「施工配慮事項」			
①入院患者への配慮 病棟改修工事の課題と対策	配慮による対応策の効果、経 済性、考え方、実現性等を評 価する。	5	左 欄 を 3 倍
②病院スタッフ等への配慮 工程に合わせた病院業務の 調整の課題と対策	工事毎に発生する病院業務へ の影響予想とその対策立案に ついての取組手法や経験を評 価する。	5	
コミュニケーション能力	プレゼンテーションにおけ る、担当者の説明能力や質疑 応答の対応力を評価する。	5	左 欄 を 2 倍
価格点 算定式:(1-見積額/見積限度額)×事業費評価に係る得点配分		5	左 欄 を 6 倍
合 計		100	

評価点については、1項目を5点満点で評価し、それぞれの倍数をかけるものとする。

- 非常に優れている・・・・・・・・ 5点
- 優れている・・・・・・・・ 4点
- やや優れている・・・・・・・・ 3点
- 普通である・・・・・・・・ 2点
- やや劣っている・・・・・・・・ 1点

劣っている・・・・・・・・・・ 0点

(2) 最低基準点の設定

配点30点の評価項目については、30点満点中の18点に、配点10点の評価項目については、10点満点中の6点に、評価点の平均値が達しない場合、失格とする。

価格点の項目については、最低基準点を設けない。また、見積上限額を超過した場合は失格とする。

(3) 審査結果は病院ホームページで公表し、書面をもって郵送により通知する。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

14. プレゼンテーション

(1) 以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 実施場所

市立長浜病院本館2階 第2会議室(予定)

② 実施日時

平成30年8月22日(水)を予定している。

③ 出席者

説明員は設計総括責任者1名、工事専任技術者1名、その他2名の4名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(2) プレゼンテーションはプロジェクターの使用を可とする。時間、留意事項は別途定める。投影する内容は技術提案書に記載された内容に限る。

(3) プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

15. 選定審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された技術提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査する。

16. 選定審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーションを受けた全ての申請者に文書にて通知します。

(2) 通知時期 平成30年9月6日(木) (予定)

17. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

18. 情報公開及び提供

提案者から提出された技術提案書等について、長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

19. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用は請求することができない。

(2) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が見積上限額を超過した場合

(4) 著作権等の権利

技術提案書等の著作権は、技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、病院が必要と認める場合には、病院が作成した者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20. 問い合わせ先（担当部署）

〒526-8580

滋賀県長浜市大戌亥町313

市立長浜病院病院機能強化推進室（担当 三原）

TEL 0749-68-2300（代）

FAX 0749-65-1259（代）